

広島県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年四月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二号	福山市今津町二丁目七七番一地从先から 福山市今津町四丁目三五番一地从先まで	平成二十二年三月二五日
鞆松永線	福山市松永町六丁目一八七番一地从先から 福山市今津町四丁目三五番一地从先まで	平成二十二年三月二五日